

学校教育活動指導員募集の際の確認事項

学校教育活動指導員勤務条件	
① 任用区分	パートタイム会計年度任用職員
② 任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
③ 報酬	日給 8,924円(報酬)
④ 期末勤勉手当	勤務状況に応じて、期末勤勉手当が支給されます。 支給月は、6月と12月の年2回です。
⑤ 勤務日	原則週5日(学校行事等により週5日以内となることがあります。) 長期休暇(夏休み等)中の勤務は、原則としてありません。 (ただし、校長が指定した日及び夏季休業中にある教育講演会の日を除く)
⑥ 年間予定勤務日数	約200日
⑦ 勤務時間	原則として8時30分から15時15分までの5時間45分勤務とする。 (業務の都合で変更することがあります)
⑧ 休日	週休日、年末年始、国民の祝日にに関する法律に規定する日 (業務の都合で変更することがあります)
⑨ 勤務場所	教育委員会が指定した合志市立小・中学校
⑩ 有給休暇	<初任者> 6ヶ月間継続勤務し全勤務日の8割以上勤務した場合に、10月より付与されます。 初年度10日 <継続雇用> 毎年の選考に合格している継続雇用者は、継続年数により、付与される有給休暇が長くなります。
⑪ 各種保険等	社会保険、雇用保険加入
⑫ 災害補償	公務中及び通勤の災害補償は、労災保険に加入(個人負担なし)。
⑬ 通勤手当	通勤距離に応じた通勤手当を費用弁償として支給します。
⑭ 服務	常勤職員の例による。
⑮ 主な業務内容	①児童・生徒の集団生活への適応指導の補助 ②児童・生徒の学習指導の補助 ③その他、校長が特に必要と認める事項 ④業務日誌を毎日記録すること (校長の検印後、翌月5日までに学校教育課へ提出のこと)
⑯ 応募要件	教員免許を有する者(幼稚園教諭、小・中・高・特別支援学校教諭、養護教諭等は問わない。)
⑰ その他	任用期間中のアルバイトは許可を得れば可能です。 夏季休業中にある教育講演会(2時間)には、必ず出席していただきます。 遠足・1日旅行等、宿泊を伴わない出張への帯同を依頼する可能性があります。 現在社会保険の扶養に入っている方については、扶養から外す手続きをしていただきます。 他市会計年度任用職員との併願はできません。 地方公務員法の適用を受けるものとして、公正かつ誠実に職務を遂行し職務上知り得たことは漏らしてはならない。又その職を退いた後も同様とする。などの守秘義務があり、違反した場合は懲戒処分の対象となります。